

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に  
 関する条例施行規則

〔平成4年3月  
 共衛規則第4号〕

改正 平成7年3月山広環規則第6号 平成9年3月山広環規則第2号  
 平成13年3月山広環規則第2号 平成15年5月山広環規則第2号  
 平成27年4月山広環規則第3号

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年共衛条例第6号)の施行に関し必要な事項については、山形市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和46年山形市規則第22号)の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとし、同規則別表第10の表については、これを次の表に読み替えるものとする。

組織の区分		職	支給区分	
事務局		局長	2種	
	管理課	課長	3種	
		総括主幹	5種	
	施設課	課長	3種	
		山形広域クリーンセンター	所長	5種
		立谷川リサイクルセンター	所長	4種
		立谷川清掃工場	場長	4種
		半郷清掃工場	場長	4種

(平7規則6・一部改正、平9規則2・平13規則2・平15規則2・平27規則3・一部改正)

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月改正)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月改正)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月改正)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月改正)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月改正)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。